

全面緊急事態における 防護措置の実施方針(案)

滋賀県

1

実施方針

【国からの指示】

- 美浜発電所のP A Zに該当する市町の住民及び一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。
- 美浜発電所のUP Zに該当する市町の住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。
- 屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等における屋内退避等を実施すること。
- 美浜発電所のP A Z及びUP Zに該当する市町の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

2

屋内退避対象者

避難の対象となる住民

- 滋賀県においてはP A Z（原子力発電所から概ね5 km圏内内）なし
→避難対象の住民なし

屋内退避の対象となる住民

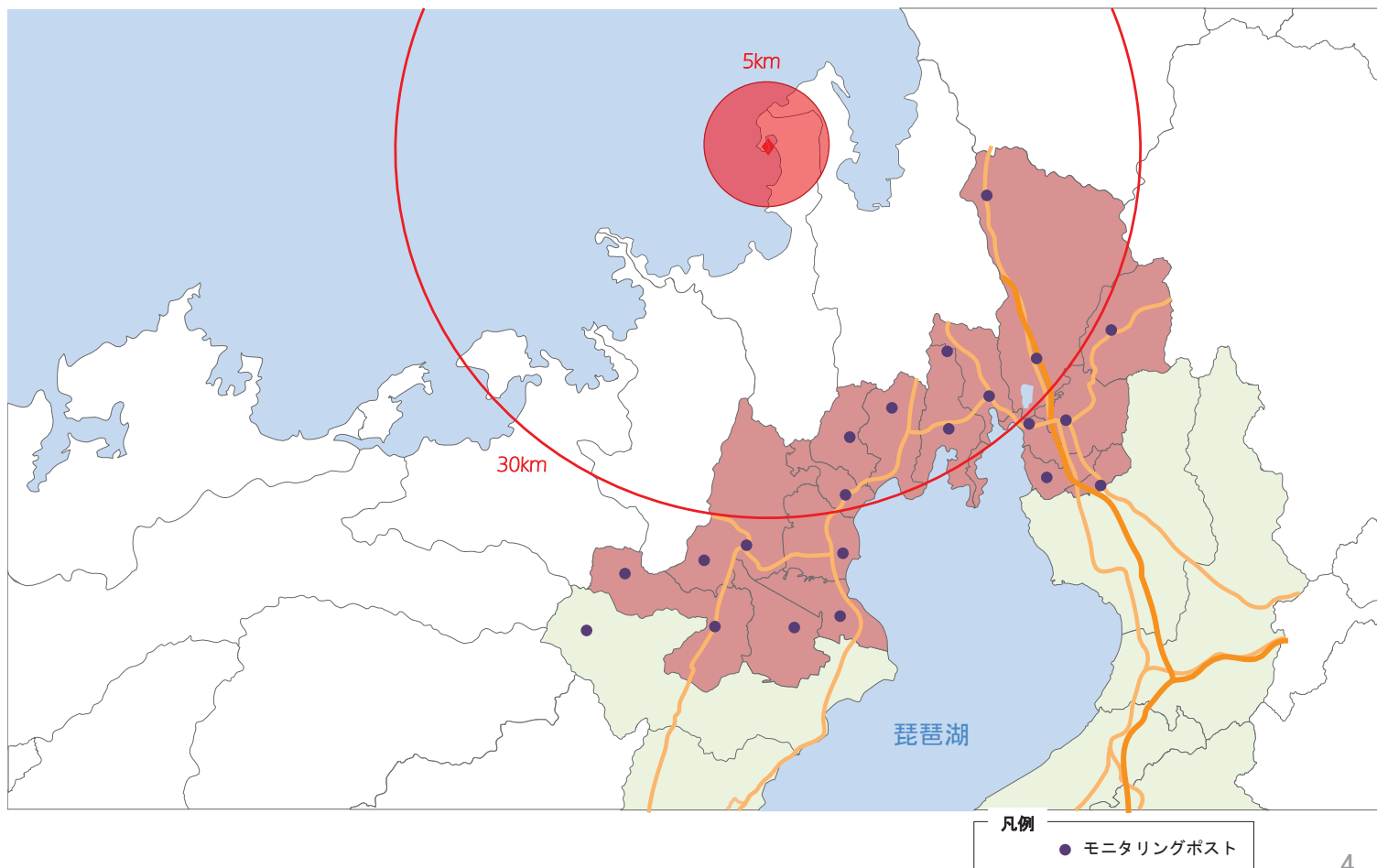
- 美浜発電所UPZに含まれる地域の住民に対し屋内退避を指示

【対象地域】

対象市名	人口 (R3.4.1現在)	世帯数 (R3.4.1現在)	対象地区	
滋賀県	長浜市	24,436	9,367	塩津、永原、余呉、杉野、高時、木之本、伊香具、富永、高月、古保利、七郷、小谷（小谷上山田町、湖北町二俣、下山田、小谷丁野町）、速水（湖北町青名、湖北町猫口、湖北町八日市）の各小学校区
	高島市	26,804	11,768	マキノ東、旧マキノ北、マキノ西、マキノ南、今津東、今津北、旧今津西、朽木東（市場、野尻、荒川、麻生、大野、古川、岩瀬、柏、宮前坊）、旧広瀬、新旭南（安井川、北畑、藁園）、新旭北の各小学校区
合計	51,240	21,135		

3

滋賀県における美浜発電所UPZ（原子力災害対策を重点的に実施すべき地域）



広報

- 自主防災組織、教育施設、消防団等の関係機関へは、電話、FAX等を利用して連絡。
- 住民（在宅要配慮者）へは、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、緊急速報メール等あらゆる手段を活用して伝達。
- 広報については、以下の点を考慮して周知を行う。

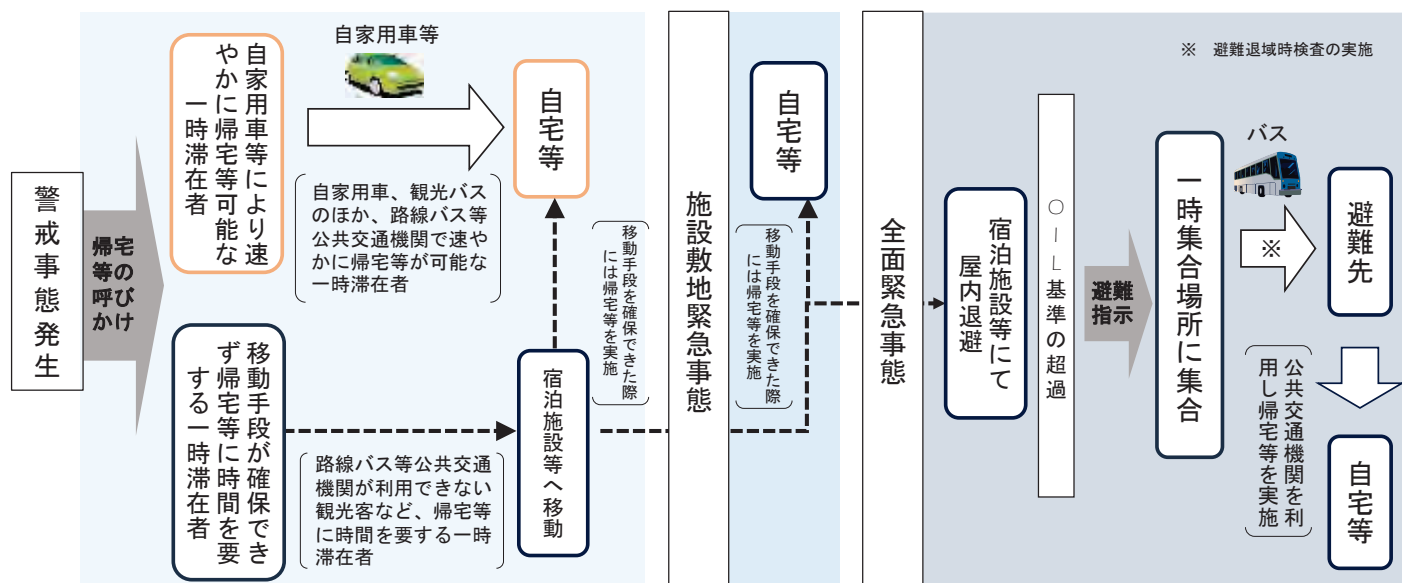
- ✓ 現在、放射性物質は放出されていない。長浜市、高島市の指示に従い、落ち着いて行動すること。
- ✓ 屋内退避をする住民は、慌てずに長浜市、高島市の指示に従い、自宅内で屋内退避を行うこと。
- ✓ 屋内退避時における新型コロナウイルス感染症対策は...
 - 自宅・医療機関・社会福祉施設で屋内退避を行う場合は、**放射性物質による被ばくを避けることを優先して、屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は、原則行わないこと。**
 - ただし、医療機関・社会福祉施設においては、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うことを努めること。

5

UPZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 滋賀県、長浜市、高島市は観光客等一時滞在者に対し、宿泊施設等において屋内退避を呼びかける。
- OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集合場所に集まり、県、長浜市、高島市が確保した車両で一時移転等を実施。

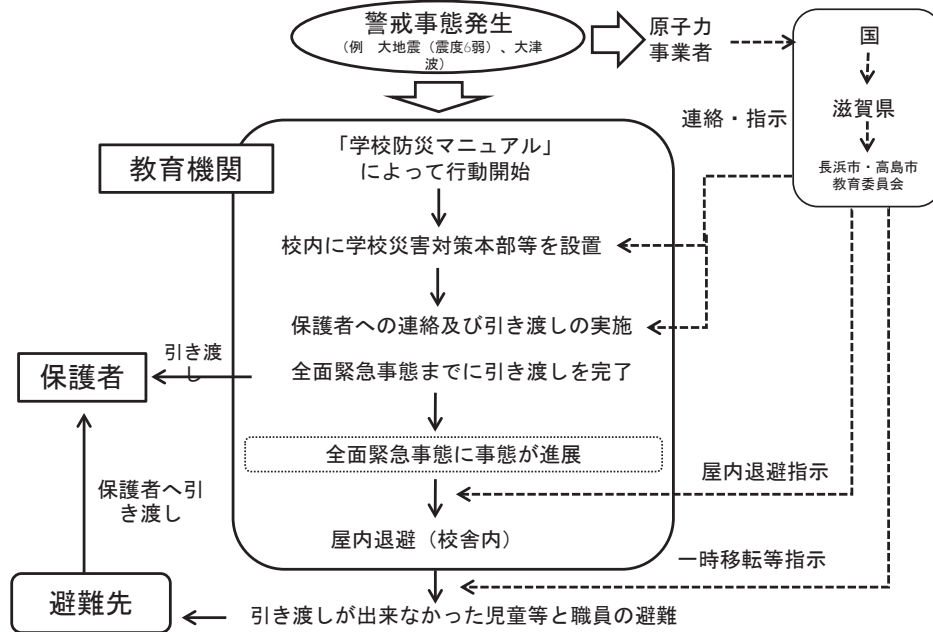
<観光客等一時滞在者の避難の流れ>



6

UPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 引き渡しができない児童等は、屋内退避（校舎内）を実施。
- その後、事態が悪化し、長浜市・高島市災害対策本部から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



全面緊急事態における 防護措置の実施方針(案)

岐阜県

1

美浜発電所3号機の状況

- 8時45分 地震発生(美浜町震度6弱)
→発電所開閉所損傷
＜警戒事態(第1段階)＞
- 10時00分 外部電源喪失、内部電源1系統のみ稼働
→交流電源喪失の恐れ
＜警戒事態(第2段階)＞
- 10時45分 原子炉冷却漏洩の発生
→非常用炉心冷却装置による一部注水不能
＜10時47分 施設敷地緊急事態(10条通報)＞
- 13時45分 全交流電源喪失
→非常用炉心冷却装置による注水不能
＜13時47分 全面緊急事態(15条通報)＞

2